

教員免許更新制の概要について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月より教員免許更新制が導入されることになりました。

教員免許更新制の導入(教育職員免許法改正)

目的

その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能の修得を図り、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。

教員免許状(平成21年4月1日以降に授与されたもの)の有効期間

- ・普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定める。

有効期間の更新

- ・免許状の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。
- ・免許管理者(都道府県教育委員会)は、最新の知識技能の修得を目的とする免許状更新講習を修了した者等について、免許状の有効期間を更新する。
- ・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合には、有効期間を延長できる。

施行前(平成21年3月31日まで)に授与された免許状を有する教員

の取扱い

- ・施行前に授与された免許状を有している教員は、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならない。
- ・講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失う。

ポイント

1. 教員免許状の有効期間について

- ・更新制を導入するため、普通免許状及び特別免許状の有効期間を、授与から10年後の年度末までとします。
(例:平成22年3月25日に授与された免許状は平成32年3月31日まで有効)

- ・複数の免許状を有する者の有効期間は、最後に知識技能を得て授与された免許状を基準とし、最も遅く満了となる有効期間に統一します。

(例:平成22年3月25日に中学校教諭免許状、平成23年3月25日に小学校教諭免許状を授与された場合は、両免許状は平成33年3月31日まで有効)

2. 有効期間の更新について

- ・更新を受けようとする者は、更新を行う免許管理者が定める書類を添付して更新の申請をする必要があります。
- ・更新できる者は、
免許状更新講習を修了した者
知識技能等を勘案して免許管理者が認めた者(免除対象者)
とします。
- ・やむをえない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと認められるときは、相当の期間を定めて、免許状の有効期間を延長することができます。

3. 免許状更新講習について

- ・免許状更新講習は、教員として必要な最新の知識技能の修得を目的とし、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設することとされています。
- ・免許状更新講習の時間は、30時間以上とされています。
- ・受講対象者は教育職員等教育の職にある者、教育職員になる予定の者です。ペーパーティーチャーや、指導改善研修を命ぜられた者は免許状更新講習を受講できません。

4. 施行前に授与された免許状を有する者の取扱いについて

- ・この法律の施行前に授与されている普通免許状又は特別免許状を有する者の免許状には、有効期間の定めがないものとします。
- ・上記の者は、更新講習の修了確認(更新)を、文部科学省令で定める日(今後決定予定)及びその後10年ごとの日(修了確認期限 有効期間の満了の日)までに、受ける必要があります。
- ・旧免許状を有する教育職員等が、修了確認期限までに更新講習の修了確認を受けなかった場合には、その者の有する免許状はその効力を失います。

教員免許更新制に関するQ & A

～ 教員免許更新制に関する疑問にお答えします～

Q 更新講習の内容について教えてください。

A 免許状更新講習は、その時々で教員に必要とされる最新の知識技能を修得することを目的として大学等が実施するものであり、講習の内容等については、現在、中央教育審議会において検討されています。受講者の修了認定は、各講習開設者が国が定めた修了認定基準に基づいて行う予定です。
なお、30時間の更新講習は、有効期間の満了日前の2年以内に受講することが必要ですが、必ずしも連続して受講する必要はなく、例えば、複数の大学で、土日曜日や夏休みに分けて受講することも可能です。

Q 現在教員として勤務していないのですが、更新講習の受講は可能ですか？

A 更新講習の受講対象者は原則として教員として勤務されている者に限ります。
ただし、内定者や臨時採用のリストに登載されている者等、教員として採用されることとなっている者は受講することが可能です。

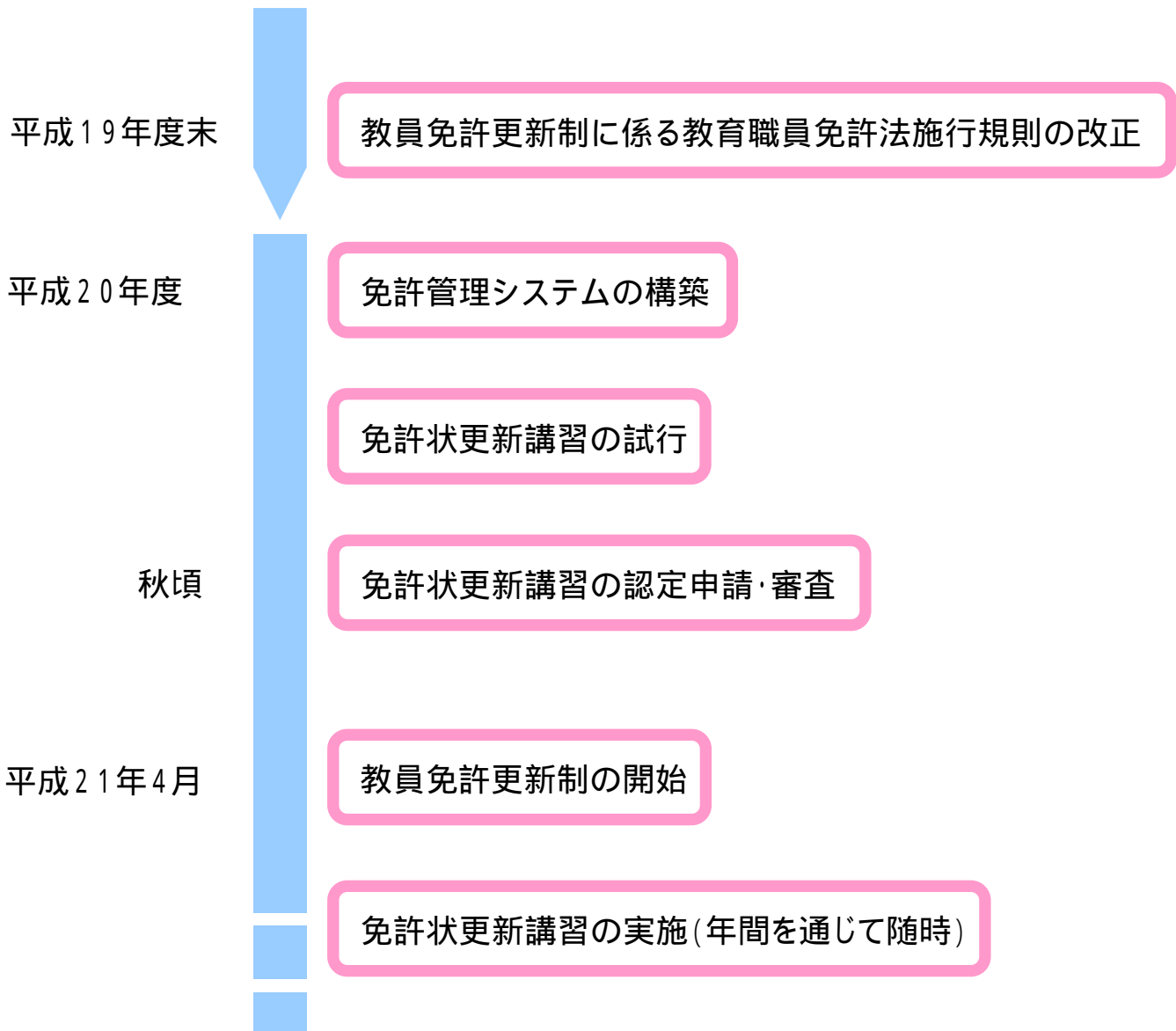
Q 山間部や離島などにおける講習はどのように確保するのですか？

A 山間部や離島等、更新講習の受講の利便性が悪い地域に在住する教員の受講機会を適切に確保できるように、夜間、週末やサテライト教室による講習の実施、インターネット等の多様なメディアを活用した遠隔教育、通信教育の実施等、弾力的な履修形態について中教審において検討されています。

Q 更新に要する費用負担はどうなるのでしょうか？

A 教員免許は個人の資格であるため、費用については個人負担になりますが、今後、国会における議論等を踏まえ、他の免許制度の例も参考にしながら費用負担の軽減のあり方について検討いたします。

今後の主なスケジュール



担当:文部科学省初等中等教育局教職員課

住所:〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

E-mail: kyosyoku@mext.go.jp

教員免許更新制についての情報は以下の文部科学省ホームページにおいても順次公開してまいりますので、ご参考にして下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm